

医療保険財政の現状について

平成22年10月13日
厚生労働省保険局

医療保険財政の状況について

(単位:億円)

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	備考
国民健康保険	収入	127,797	124,589	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・介護納付金等に係る費用を含む。 ・平成21年度までとなっていた以下の国保財政基盤強化策を平成25年度まで4年間延長 <ul style="list-style-type: none"> i 高額医療費共同事業(780億円) ii 保険者支援制度(760億円) iii 財政安定化支援事業(1,000億円) (数字は22年度予算ベースの公費負担額) ・一般会計繰入のほか、前年度繰上充用額が約1700億円。(平成20年度)
	支出	129,087	124,496	/	/	
	収支差	▲1,290	93	/	/	
	一般会計繰入(赤字補填分)を加味した収支差	▲3,620	▲2,383	/	/	
協会けんぽ (旧政管健保)	収入	71,052	71,357	69,735	77,510	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は23年度概算要求時点での見直しベース。 ・平成22年度から3年間の財政再建期間において、以下の特例措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> i 保険料率の引上げ(8.2%→9.34%(H22)) ii 国庫補助率の引上げ(13%→16.4%) iii 累積赤字の3年間の分割償還
	支出	72,442	73,647	74,628	75,692	
	収支差	▲1,390	▲2,290	▲4,893	1,818	
	準備金残高	3,690	1,539	▲3,179	▲1,361	
組合健保	収入	62,003	63,658	61,717	61,581	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は決算見込みベース。 ・平成22年度は予算早期集計ベース。
	支出	61,403	66,847	66,952	68,186	
	収支差	600	▲3,189	▲5,235	▲6,605	
後期高齢者 医療	収入	/	98,517	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年度に精算される国庫支出金等(▲1,599億円)の精算後の収支差は1,408億円。 ・後期高齢者医療制度は、2年間の財政運営期間を通じて財政均衡を保つこととされており、初年度は剰余が発生する仕組みとなっている。
	支出	/	95,510	/	/	
	収支差	/	3,007	/	/	

市町村国保の収支状況

(億円)

	科 目	平成19年度(実績)	平成20年度(実績)	増減額
単年度収入(経常収入)	保険料(税)	37,726	30,621	▲7,105
	国庫支出金	33,240	30,943	▲2,296
	療養給付費交付金	26,584	8,810	▲17,774
	前期高齢者交付金	-	24,365	24,365
	都道府県支出金	8,745	7,985	▲760
	一般会計繰入金(法定分)	4,422	3,995	▲428
	一般会計繰入金(法定外)	3,804	3,671	▲132
	共同事業交付金	12,890	13,858	968
	直診勘定繰入金	6	2	▲4
	その他	380	339	▲41
	合 計	127,797	124,589	▲3,209
単年度支出(経常支出)	総務費	2,269	2,002	▲267
	保険給付費	83,253	83,382	128
	後期高齢者支援金	-	14,256	14,256
	前期高齢者納付金	-	19	19
	老人保健拠出金	22,404	3,331	▲19,074
	介護納付金	6,795	6,114	▲681
	保健事業費	406	840	434
	共同事業拠出金	12,874	13,843	969
	直診勘定繰出金	35	42	7
	その他	1,050	667	▲383
	合 計	129,087	124,496	▲4,591
単年度収支差(経常収支差)(A)		▲1,290	93	1,383
赤字補填のための一般会計繰入金(B)		2,556	2,585	29
実質的な単年度収支差(A)-(B)		▲3,620	▲2,383	1,237

(出所)国民健康保険事業年報(保険局調査課)、国民健康保険事業実施状況報告書(保険局国民健康保険課)

(注1)前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金は、当年度概算額と前々年度精算額を加えたもの。

(注2)「赤字補填のための一般会計繰入金」とは、収入の「一般会計繰入金(法定外)」のうち赤字補填を目的とした額。

(注3)翌年度に精算される国庫負担等の額を調整。(注4)一般会計繰入のほか、前年度繰上充用額が約1700億円。(平成20年度)